

阿波市子ども読書活動推進計画



阿波市観光大使 あわみちゃん

平成28年3月

阿波市教育委員会

はじめに

これから未来に踏み出そうとする子どもたちには、自ら学び、考え、知見を深めようとする積極性やたくましさ、異なる価値観を認め合い、共に生きることの柔軟性、やさしさを身につけて行くことが求められています。

読書活動を通じて、子どもたちは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに、広く世界を知り、生きる力の基盤を身につけることができます。時代が大きく変化している今こそ、子どもたちが自ら読書に親しみ、読書習慣を身につけていけるよう、子どもたちの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要であります。

阿波市では、子どもたちが書物と出会い、読書に親しむことができるように、各学校においては「図書館教育・読書活動の充実」「朝の読書活動」やボランティアによる「読み聞かせ」、市立図書館では「おはなし会」や「講演会」「音楽会」「こどもの映画会」の開催、市読書振興協議会との連携など様々な取り組みを行っています。

このたび、本市のこうした取り組みをさらに進めるために、国や県の方針や計画等を踏まえながら「阿波市子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画は子どもたちが書物に親しみ、自主的に読書活動ができる態度や能力の育成を目指し、今後5年間にわたる本市の子どもたちの読書環境を整備するための指針となるものです。

教育委員会では、この計画に基づき学校、家庭、地域、関係機関との連携、協力のもと、本市の未来を担う子どもたちが、主体的に読書活動に取り組める環境整備に努めてまいります。市民の皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり御協力をいただきました皆様方に、心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

阿波市教育委員会
教育長 坂東 英司

目次

はじめに	1
第1章 阿波市子ども読書活動推進計画策定にあたって	
第1 計画策定の趣旨	3
第2 計画の期間	3
第3 年齢対象	3
第4 基本方針	3
第2章 子ども読書活動推進のための具体的方策について	
第1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	4
第2 保育所・幼稚園・認定こども園における子どもの読書活動の推進	5
第3 学校における子どもの読書活動の推進	6
第4 図書館における子どもの読書活動の推進	7
第3章 おわりに	9
資料 子ども読書活動の推進に関する法律	10

第1章 阿波市子ども読書活動推進計画策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

子どもたちの読書や活字離れが指摘される中、国では社会全体で子どもの読書活動を推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律の基本理念では、「すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とされています。

阿波市においても、子どもの読書活動推進に関わる施策や事業を体系化し、子どもたちが、意欲的に読書活動に親しみ、読書習慣を身につけることができる環境づくりを進めるために、この計画を策定しました。

第2 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの、5か年計画とします。ただし、計画の期間中必要に応じて、計画の見直しをするものとします。

第3 対象年齢

この計画における「子ども」とは、おおむね18歳（高校生期）以下の者を対象とします。

第4 基本方針

これからの社会を担う子どもたちが、読書活動により、知識や情報を得ながら豊かな情操や想像力、知的好奇心や探究心、思考力や判断力、表現力など人格形成や生きる上で必要な資質や能力を育むことができるようにするため、読書に親しむ環境を整備し、子どもの読書意欲を高め、読書習慣の育成を図っていく必要があります。特に社会が急激に変化し、複雑化していく中で、読書活動を通じて生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身につけて行くことは大変重要なことです。

このような、読書活動の重要性について、家庭・地域・学校・図書館等において子ども読書活動が着実に推進されるよう、次のことを基本とします。

- (1) 子どもが発達段階に応じて、読書習慣を身につけるよう読書環境の整備と充実に努めます。
- (2) 家庭・地域・学校・図書館等の連携を推進し、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。
- (3) 子ども読書活動推進に対する理解と関心を深めるために、情報の提供と啓発に努めます。

第2章 子ども読書活動推進のための具体的方策について

第1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものです。家庭は子どもが初めて言葉を覚え、本に出会い、読書活動の喜びを感じる場所です。幼い子供が物語の楽しさを知るには、お話をしてくれる人や本を読んでもくれる人の存在が必要です。

また、子どもの発達段階に応じた本を提供することは、子どもの知的探求の目を育む原動力にもなります。乳幼児期から本と触れ合う機会を地域で提供し、家庭における読書活動の促進が必要です。

【主な取組】

① 保護者への働きかけ

子どもの読書活動を進めるには、まずは保護者に対し読書活動の意義や重要性、楽しさを味わってもらうことが必要です。乳幼児健診・保育所・幼稚園・認定こども園、学校、図書館等から保護者へ働きかけます。

また、家庭内での読書習慣の重要性を再認識するための広報、啓発に努めます。

② 乳幼児期からの取組

ブックスタート事業※では、絵本の読み聞かせを通して親子のふれあいを促します。

③ ボランティアとの連携・協力

各施設のニーズにあわせて、ボランティアによる読み聞かせの機会を拡充できるよう支援します。

④ 読書情報の発信

市広報紙やホームページ、園だより・学校だより、図書館だよりなどで読書活動についての情報を発信します。

⑤ 放課後児童クラブの活用

放課後に小学生が、読書に親しむ時間を充実させます。

※ブックスタート事業

乳幼児健診等の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す活動です。この活動には、図書館、地域ボランティアが協力して行っています。

第2 保育所・幼稚園・認定こども園における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園の役割

保育所・幼稚園・認定こども園は、家庭とともに子どもの人格形成の基礎を育成するための大切な場所です。はじめての友だちとの出会いのほか、読み聞かせや絵本との出会いは、乳幼児期の好奇心や探究心を高めます。豊かな情操や生きる力の基礎を育成するためには、多くの絵本などに親しむことができる環境整備を進めます。

【主な取組】

① 読書活動を取り入れた教育・保育の充実

乳幼児の興味や発達段階に応じた魅力ある図書の充実に努めるとともに、保育士・幼稚園教諭・保育教諭やボランティア等による読み聞かせの機会を増やし、絵本に興味を持てる環境整備を進めます。

② 家庭への情報発信

保育所・幼稚園・認定こども園の行事や「園だより」などを通じて、保護者に対し、読書活動の大切さや意義について情報発信を行います。

③ 環境の整備

市立図書館から本の借り受けをするなど、連携を図ります。

第3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 学校の役割

学校では今まで、国語など各教科をはじめとする様々な領域で、読書を推進し、生涯にわたって読書を習慣化するような取り組みを行ってきましたが、子どもたちは読書活動に対する興味や関心を持ちながらも、年齢が上がるに従い読書に親しむ機会が減少する傾向があります。それぞれの年代に応じた読書環境を家庭や地域との連携を図りながら学校教育の中で整えていくことはとても重要です。

子どもの読書意欲の向上には、周囲の環境や、人の影響が大きく表れます。そこで、すべての教職員・読書ボランティアおよび市立図書館との連携を深めながら、子どもの主体的・意欲的な読書活動を推進していくことが重要だと考えられます。

【主な取組】

① 学校図書館の環境整備・充実

子どもたちが学校図書館に行きたくくなるような環境整備や、児童生徒が多くの図書にふれる機会がもてるよう蔵書の充実に努めるとともに、各教科などの教育活動を支える蔵書構成について配慮します。

② 読書活動の推進

「学校一斉読書タイム」など、読書活動を定着させるための各学校の状況に応じて実施します。

③ 家庭や地域への情報発信

学校のホームページや「図書だより」などを通じて、読書活動の大切さを保護者や地域へ積極的に発信します。

④ 読書活動を進めるための連携協力・支援

子ども読書活動グループなどのボランティアが活動しやすくなるための支援を行います。

⑤ 市立図書館との連携

児童生徒の読書活動や多様化する調べ学習などに市立図書館との協力関係が大切となるため、市立図書館との連携を強化します。

第4 図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館の役割

図書館はいつでも子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、必要な情報を調べ、知識を得ることのできる場所でもあります。また、保護者にとっては、子どもに読んで欲しい本の選択や子どもの読書について相談することのできる場所です。そのため、魅力的な資料の収集やおはなし会などの行事を行い、来館する子どもや保護者に対するサービスだけでなく、図書館を利用していない子どもや利用できない子ども、保護者にも広く読書の楽しさや情報を伝えていく機会を提供していくことが大切です。

また、乳幼児への図書館サービスは、子どもの読書習慣を形成する基礎になるものであり、子育て支援の一つです。子育て支援事業と連携協力しながら、一層充実していく必要があります。

市内4館の図書館は、ネットワークによりインターネットで全館の蔵書検索が可能となっています。4館合わせて約8万冊の児童図書を保有しており、さまざまな児童サービスを展開しています。

【主な取組】

① 図書館資料の充実

図書館では、児童コーナーを設けて子どもに対するサービスを行っていますが、乳幼児から青少年まで魅力的な子どもの本の充実をより一層努め、特集コーナーの設置、手に取りやすい設置、親しみやすい雰囲気作りなど、快適で楽しい本との出会いの場を提供します。

また、総合的な学習支援も含めた子どもの知る意欲を育てる資料の充実にも努めていきます。

なお、特別に支援が必要な子どもへのサービスとして、必要な資料（大型活字本や点字資料等）を収集・提供し、子どもの読書環境を整備していきます。

② おはなし会などの各種行事の開催

読書グループのボランティア団体との連携により、各図書館でおはなし会を実施していますが、子どもの読書活動啓発を図るため、工作教室や実験講座など多彩な行事を開催することにより、子どもと本が出会える楽しい機会をより一層提供していきます。

③ 子どもへの読書支援

読書への関心を高めるため図書館の情報を記載した「かわらばんキッズ」を市内幼稚園・小学校に配布、各図書館にも設置し、保護者の方にも見ていただいています。今後も継続して図書館から情報発信を行います。

④ 専門的職員の配置・ボランティア活動支援

子どもに対する図書館サービスを展開していくため、子どもに的確に資料を提供でき、読書に関する相談を受けることのできる司書、スタッフを配置し、専門的な知識・技能の研修を行っていきます。

また、必要な知識・技能等を有するボランティア団体を積極的に支援し、活動の場や機会を提供していくことで、子どもが自由に安心して楽しめる読書環境を広げていきます。

⑤ 学校との連携

子どもの読書活動推進には、図書館と学校との連携を欠かすことができません。学校との連携強化を図り、互いに役割を補うことで、豊かな読書環境の提供を目指していきます。そのために、子どもの読書活動に関する検討や協議、子どものニーズの把握など、学校と図書館が協力して新たな事業に取り組んでいきます。

また、資料の団体貸出、図書館での調べ学習、図書館見学、総合的な学習の支援、職場体験の受入協力、学校図書館へのスタッフ派遣など一層の交流促進を行います。

⑥ 関係機関・団体等との連携

ブックスタート事業など他部署との連携や子育て支援事業に協力し、資料支援を含め、子どもの読書習慣形成の基礎になる環境整備を行っていきます。

⑦ 県立図書館や県内公共図書館との連携

県内公共図書館ネットワーク等を活用し、県立図書館や県内公共図書館と連携し、子どもの読書活動推進について、情報交換を行っていきます。

第3章 おわりに

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条に基づき政府が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として、阿波市の基本計画を策定したものです。

なお、この計画は、子どもに読書を強制するものではありません。子どもを取り巻く読書環境を整備し、子どもたちが、自ら進んで読書を楽しめるようにしようとするものです。

子どもたちの豊かな心を育てるのは、大人の責務です。

皆さんとともに、子どもたちの心に読書の種をまき、大切に育てていきます。

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における付帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

阿波市子ども読書活動推進計画

平成 28 年 3 月

阿波市教育委員会

(担当 社会教育課)